

第 4 章 自然と都市の魅力が調和し、

賑わいと交流を促すまちづくり

施策 4-1 快適で住みよい住環境づくりの推進

■ ■ 現状と課題 ■ ■

- 少子高齢化の進展や、ライフスタイルの多様化等により住宅に対するニーズもが多様化していることに対応し、する中、市内への定住を促進するためには、良好な住環境を整備し、本市で暮らしてみたいと思える環境づくりが求められています。
- 居住水準の向上と総合的な有効活用を図るため、市営住宅については、居住水準の向上と総合的な有効活用を図るため、効率的かつ的確な整備・改善を行う必要があります。また、引き続き高齢者の安全で安定した居住を確保するため、高齢者向け住宅の供給を支援するほか、空家の利活用を推進する必要があります。高齢者や障がい者、子育て世帯など住宅確保に配慮が必要な方も、安全かつ安心して暮らし続けられるよう、住宅確保に向けた支援をすることが必要です。
- 加えて、家屋の倒壊から人命及び財産を守るため、本造住宅等の耐震性の強化や危険な状態になっている家屋等の解体を促進するとともに、全国的に空き家が増加する中、老朽化して危険な状態にある空き家を除却するとともに、空き家を幅広く活用するなど、空き家の発生を抑制していく必要があります。また、防災や都市緑化の観点から必要な都市公園の整備と適正な維持管理を進める必要があります。
- 併せて、住居表示区域の拡大や街区表示板の設置を充実するなどわかりやすい住居表示を推進する必要があります。

■ ■ 施策の目指す姿 ■ ■

- 良好な住環境が整備され、市民の安定した居住が確保されているまちを目指します。

安全で良好な住環境の整備を促進するとともに、空き家対策や市営住宅等の適切な維持管理等を推進することにより居住水準の向上と総合的な空き家の有効活用を図ります。

■ ■ 施策での取組 ■ ■

4-1-1 良好な住環境の整備推進

担当課：総合政策課、市民課、社会福祉課、
高齢福祉課、都市整備課

- 住宅等の耐震改修や^{i*}バリアフリー化に対する支援制度を継続するなど、安心して居住できる住宅環境整備を推進します。
- 市街地における*高齢者向け優良賃貸住宅等の利用を促進します。
- 住宅確保要配慮者に対する住宅セーフティネット機能を強化し、高齢者や子育て世帯等に対する入居支援を行います。
- 市街地の空地や空家の空き家・空き地の有効活用を促進します。通して、地域の活性化及び定住促進を図ります。
- 住居表示区域の拡大を図るとともに、~~街区表示板を整備し、市民も来訪者も分かりやすい住居表示を推進します。~~
- 都市公園の適正な整備、維持管理を推進します。
- 危険な状態となっている住宅家屋等の解体を促進します。

4-1-2 良質な市営住宅としての管理

担当課：都市整備課

- 市営住宅へのニーズに対応した計画的な改修を推進します。
- 市営住宅の適正な管理運営を継続し、希望する市民が安心して入居できる環境づくりを推進します。

■ 主な事業：空家利活用促進事業、空き家・空き地利活用支援事業、不良住宅・特定空家等除去促進事業、市営住宅ストック総合改善事業、高齢者向け優良賃貸住宅供給事業、シルバーハウジング事業、セーフティネット住宅供給促進事業、空き家・空き地バンク事業

■ ■ 市民・地域・事業者等に期待する役割 ■ ■

- ・ (市民) 住宅の耐震改修やバリアフリー化に努めましょう。
- ・ (事業者) 多様な世代のニーズに対応した適正な建築情報を提供しましょう。
- ・ (事業者) 店舗やオフィスのバリアフリー化に努めましょう。
- ・ (市民・地域・事業者) 空き家・空き地利活用支援事業を活用し、空き家の適正管理に努めましょう。

* バリアフリー化 (→ P. ○参照)

* 高齢者向け優良賃貸住宅 (→ P. ○参照)

■ ■ ■ 目指す目標値（活動指標・成果指標） ■ ■ ■

No	成果指標名	現状値の 年度	現状値	前期目標値 (R2)	後期目標値 (R7)	担当課
4	街区表示板取付総数	H26	2,151 か所	2,600 か所	=	市民課
1	不良住宅・特定空家等 除却促進事業における除却件数	H26 R1	1件 5 件(単年)	18 件 (H27~R2 累計)	75 件 (R3~R7 累 計)	都市 整備課
2	空き家・空き地バンク登録数	R1	25 件(単年)	=	75 件 (R3~R7 累 計)	都市整 備課
3	空き家・空き地利活用支援事業 の活用件数	R1	32 件(単年)	=	110 件 (R3~R7 累 計)	都市整 備課
4	創業支援等事業計画に基づく空 き店舗利活用者数	H30	2 人(単年)	=	10 人 (R3~R7 累計)	商工課

施策 4-2 秩序ある土地利用と景観形成の推進

■ ■ 現状と課題 ■ ■

- ~~本市は、郊外への大型店舗の進出等により市街地が拡大化したことに加え、高等学校が郊外へ分散し、まちなかに高校生が集まりにくくなったこと等が影響し、中心市街地の空洞化が進み、空地や空家、空店舗等が目立ち、都市全体としての活力が低下しています。~~本市では、開発等により市街地が徐々に拡大する一方、定住人口が減少し続けているため市街地の人口密度が低下し、都市機能の分散化が進行しております。そのため、一定の人口密度に支えられてきた医療・福祉・子育て支援・商業等の生活サービスの提供が将来的に困難になりかねない状況にあります。
- ~~今後、土地利用を進めるにあたっては、都市機能のコンパクト化・集約化を図るとともに、計画的なゾーニングによる地域特性に応じた適正な土地利用を推進し、~~今後、既存の都市基盤を維持しつつ、地域の特性に応じた必要な都市機能を集積させ、あらゆる世代が暮らしやすい効率的で密度の高いコンパクトな都市づくりを進めることで、~~市民が魅力を感じ、楽しめる中心市街地、商店街等~~環境~~を形成し、賑わいを創出していくことが求められています。~~
- また、市内には豊かな自然環境と風土が生み出す自然的景観と、受け継がれてきた貴重な城下町としての文化的景観があります。今後も市民と協働して歴史的資源や自然の恩恵を維持し、次代へ継承していくための景観形成や保全のための取組が必要です。
- ~~さらに、今後の都市形成においては、社会構造の変化や価値観の多様化に伴い、従来まで重視された機能性・利便性に加え、緑を効果的に取り込んだ潤いと快適性のある都市環境づくりが求められています。~~
- 本市では、平成 27 年度から国土調査法に基づき、災害発生の危険性が高い区域にある集落部を中心に地籍調査事業を開始しており、今後計画的に進めることで、土地取引の円滑化や土地資産の保全を図っていくことが必要です。

■ ■ 施策の目指す姿 ■ ■

- 適正な土地利用を推進するとともに、城下町らしい景観と美しい自然景観が保全されたコンパクトなまちを目指します。

~~土地利用の明確化と適切な規制を進めるとともに、都市機能を集積するコンパクトなまちづくりを推進し、中心市街地の活性化を図ります。~~将来にわたって持続可能な都市を構築するため、密度の高いコンパクトなまちづくりを基本として、市街地の中心部への都市機能の集積やまちなかへの居住の誘導を推進します。さらに、城下町の雰囲気を出すまちなみやの整備と美しい自然景観の保全・活用を推進し、魅力的な景観形成を推進します。

— ■■ 施策での取組 ■■ —

4-2-1 適切正な土地利用の推進

担当課：財政課、総合政策課、都市整備課

- 国土利用計画法及び土地利用関係法の適切な運用により、基本方針に基づく計画的な土地の利用を図るとともに、地籍調査事業により地籍情報を明らかにし、土地資産保全及び課税の適正化等を推進します。

4-2-2 コンパクトなまちづくりの推進

担当課：総合政策課、商工課、都市整備課

- 地域特性に応じた計画的な都市機能を誘導し、適切な土地利用を推進するため、立地適正化計画の策定を検討します。立地適正化計画に基づき、居住や都市機能を計画的に誘導し、適切な土地利用を推進します。
- ~~中心市街地活性化基本計画事業を推進するとともに、市街地の空~~き地や空き家、空き店舗等を有効活用した、まちなか居住を促進するなどとともに、買い物や医療・福祉等の生活サービス機能が集積した中心市街地を核とした密度の高い濃いコンパクトなまちづくりを推進します。
- ~~新文化複合施設（図書館・市民ギャラリー）を拠点として、商店街との連携や多様なイベント等により、中心市街地の賑わいを創出します。~~学生や商業者等多様な人材や視点を活かしたまちなかでの賑わいづくりへの支援を行います。

4-2-3 魅力ある景観形成の推進

担当課：環境生活課、観光課、農林課、都市整備課、社会教育・体育課

- 良好な景観形成を推進するとともに、名所・旧跡等の歴史・文化的景観資源を有効活用し、市民との協働で整備・保存するなど、城下町らしい景観の形成を推進します。
- ~~景観に配慮した看板等の設置を推進し、市民が暮らしやすく、誰もが訪れたいと感じる都市空間形成を推進します。~~
- 都市公園の適正な整備、維持管理を推進するとともに、花と樹木におおわれたまちづくりを推進します。
- 吾妻山や斜平山等の森林や最上川や鬼面川等の河川環境を保全します。

■主な事業：立地適正化計画の推進事業、中心商店街未来創造事業、中心市街地活性化基本計画事業、景観形成事業、花と樹木におおわれたまちづくり事業

— ■■ 市民・地域・事業者等に期待する役割 ■■ —

- ・（市民・事業者）法令を遵守し、土地を有効に活用しましょう。
- ・（市民）自然を大切にし、地域の景観を皆で守りましょう。

— ■■ 目指す目標値（活動指標・成果指標） ■■ —

No	成果指標名	現状値の 年度	現状値	前期目標値 (R2)	後期目標値 (R7)	担当課
1	花と樹木におおわれたまちづくり モデル事業累積参加者数	H26 R1	4,100人 <u>7,100人</u>	8,800人	<u>11,800人</u>	都市 整備課
2	公共用地への樹木植栽累積 本数	H26 R1	1,074本 <u>1,470本</u>	1,320本	<u>1,960本</u>	都市 整備課

施策 4-3 利便性の高い道路・交通網の整備

■ ■ 現状と課題 ■ ■

- 平成 29 年度 11 月に開通した 供用が予定されている東北中央自動車道福島～米沢北間の が開通 により交流人口の増加が期待されることから、の整備効果を高めるためには、東北中央自動車道や周辺地域に繋がる幹線道路と市内への円滑なとを結ぶ アクセス機能の向上を図る必要があります。また、円滑な交通ネットワークの確立は、地域間交流の促進と、まちなかの回遊性や利便性を高める上で重要であり、計画的に整備を進めることが必要です。 また、周辺地域に繋がる幹線道路についても計画的に整備を進めることが重要です。
- 市道等の市内道路については、道路改良による隘路等の解消やバリアフリーに対応した歩道整備により、子どもや高齢者等の交通弱者に配慮した道路の整備を進めるとともに、計画的な修繕や改修工事を行い、橋梁の長寿命化対策による、安全な通行確保長寿命化を図る必要があります。
- 本市では、市民の身近な交通手段の確保を図るため、民間 バス事業者に対する運行費の補助や市民バス と乗合タクシー の運行を行っていますが、より利便性を高めるため、既存の運行経路の検討やバス路線のない地域における*デマンド型交通の導入等、地域の実情に合わせた公共交通の推進が求められています 高齢者の通院や買い物など日常生活における移動手段や、高校生等の通学手段として公共交通の必要性が高まっていることから、既存路線の利便性向上や、公共交通の空白地域の解消などが望まれています。
- 鉄道については、安定運行と 利用者の利便性向上を図るため、山形新幹線、奥羽本線、米坂線の乗り継ぎの待ち時間短縮等に繋がるダイヤの見直し等をトンネル整備を含めたフル規格新幹線の整備や奥羽本線の複線化等について、関係機関に引き続き働きかけていく必要があります。

■ ■ 施策の目指す姿 ■ ■

- 快適な交通環境が整備され、市民が円滑に移動できるまちを目指します。

地域間交流を促す広域交通網の整備促進と合わせて、利便性の高い市内道路の整備を推進します。また、公共交通機関を充実させ、誰もが移動しやすい多様な交通基盤の整備を推進します。

■ ■ 施策での取組 ■ ■

4-3-1 道路交通網の整備促進

担当課：土木課、都市整備課

- ~~東北中央自動車道及びアクセス道路の建設促進活動を行うとともに、米沢～米沢北間への（仮称）米沢中央インターチェンジの建設促進を支援します。~~
- 広域交通網の充実を図るため、周辺地域間を結ぶ国道、県道等の主要道路の整備を促進します。

4-3-2 市内道路の整備の推進

担当課：土木課、都市整備課

- 円滑な道路交通網を構築するため市街地環状線の整備を促進するとともに、まちなかの回遊性や利便性を高めるための道路整備を推進します。
- 生活道路の利便性向上と安全性の確保を図るため、交差点等の道路改良や歩道整備を推進します。
- 道路等の維持・更新費用を平準化し、計画的な管理を推進します。するとともに、老朽化した橋梁の長寿命化を図るため、計画的な補修を推進します。

4-3-3 公共交通機関の充実

担当課：総合政策課

- 市民バスの利便性向上を推進し、公共交通機関の充実を図るとともに、~~デマンド型交通システムの導入を推進します。~~市民バスと乗合タクシーの運行を継続しながら、利便性の向上に努めるとともに、持続可能な公共交通ネットワークの形成を推進するため、地域公共交通網形成計画を策定します。
- 鉄道やバスの利便性向上に向けて事業者へ要望します。トンネル整備を含めたフル規格新幹線の整備促進及び地域公共交通の利便性向上を図るため、事業者との協議や関係団体への要望活動を実施します。

■主な事業：東北中央自動車道建設促進事業、国・県道の整備促進、市道整備事業、道路橋りょう長寿命化事業、公共交通システム整備事業、市民バス運行事業、乗合タクシー運行事業、地域公共交通網形成計画策定事業

■ ■ 市民・地域・事業者等に期待する役割 ■ ■

- ・（市 民）~~道路事業への関心を高め、事業計画立案へ積極的に参加しましょう。~~
道路の美化に努め、道路を大切にしましょう。
- ・（市 民）身近な交通手段である公共交通機関を積極的に利用しましょう。

■ ■ ■ 目指す目標値（活動指標・成果指標） ■ ■ ■

No	成果指標名	現状値の 年度	現状値	前期目標値 (R2)	後期目標値 (R7)	担当課
1	道路網の歩道延長	H26 R1	99.12km 99.90 km	100.66km	100.87km	土木課
2	長寿命化対策を実施した橋 梁数の割合	H26 R1	2.0%(5/306) 15.0%(46/306)	15.0% (45/306)	19.0% (58/304)	土木課
3	道路の改良延長 (供用開始延長)	H22～H26 R1	3.84km 0.17 km(単年度)	2.34km (H27～R2)	1.22km (R3～R7 累計)	土木課
4	都市計画道路の整備状況	H25	39.6%	41.1%		都市 整備課
4	市街地循環バス(右回り線・左 回り線)の平均乗車人数	H26 H30	13.6人/便 12.7人/便	15.2人/便	15.6人/便	総合 政策課
5	市街地循環バス南回り線の平 均乗車人数	H26 H30	8.3人/便 9.4人/便	10.3人/便	11.5人/便	総合 政策課

施策 4-4 安全な水の供給と水環境の保全の推進

■ ■ 現状と課題 ■ ■

- 本市の上下水道事業は、人口減少や節水機器の普及等により水需要の減少が見込まれているとともに中、浄水場や浄水管理センター等施設の老朽化・耐震化に向けた対応に加え、老朽化した配水管等の更新時期を迎えていることから、将来にわたり、事業を安定的に継続していくための対応が求められています。適正な料金体系の確立と企業経営の効率化が求められています。また、いつでも市民が安心して安全な水を利用することができるよう、水道水の水質の安全性を高めるとともに、安定した供給体制をつくっていくことが必要です。
- 市民がいつでも安心して安全な水を利用することができるよう、水道水の安全性向上と安定供給体制の確立に努めることが必要です。また、本市は最上川の最上流部に位置し、河川の水質を保全していく責務があることから、今後も引き続き、公共下水道の適正な整備、維持管理とⁱⁱ*合併処理浄化槽設置の推進に努めるとともに、公共下水道整備区域内においてはける早期の接続をへの働きかけていくことも必要です。
- 消雪用として利用される地下水の揚水による地盤沈下等の地下水障害を防止しつつ、地域の地下水を守るを抑制するため、適正な揚水を促進するなど地下水を保全する対策が求められています。地下水の適切な保全管理と利用が求められています。

■ ■ 施策の目指す姿 ■ ■

- 安全で良質な水が、将来にわたって安定的に供給されるとともに、生活排水が適切に管理健全な水循環が維持されたまちを目指します。

安全で良質な水道水を供給するとともに、河川等の水質保全のため、生活排水対策の充実を図ります。また、地盤沈下など地下水障害の防止のため、持続可能な地下水の保全と利用の推進を図っていきます。

■ ■ 施策での取組 ■ ■

4-4-1 安全な水道水の安定供給

担当課：水道施設課、業務課、水道課

- 安全な水道水を供給するため、施設の整備や適正な水質検査を実施することにより水源取水から末端給水栓蛇口までの水質の安全性を高めます。
- 施設の更新時に水需要予測等から施設能力の見直し等を行い、適正な規模での更新や耐震化等の施設整備を推進します。

* 合併処理浄化槽（→ P.○参照）

* 下水道水洗化率（→ P.○参照）

4-4-2 生活排水対策の充実

担当課：下水道課、業務課

- 管きょや終末処理場等の適正な整備と維持管理を推進し、供用開始区域内における公共下水道等への接続を促します。
- 公共下水道事業計画区域外、及び農業集落排水事業区域外及び、公共下水道事業計画区域であっても下水道の整備が当分の間見込まれない地域での合併処理浄化槽の設置を推進するとともに、において、合併処理浄化槽の単独処理浄化槽・汲み取り便槽からの転換及び新規設置を推進するとともに、浄化槽設置者に対して適正な維持管理を指導します。

4-4-3 河川の水質保全

担当課：環境生活課、下水道業務課

- 最上川等身近な水辺環境の美化と河川の水質保全を図るための啓発活動を推進します。

4-4-4 地下水の保全

担当課：環境生活課

- 米沢地区地下水利用対策協議会と連携して適正な揚水に向けた啓発活動を推進するとともに、雨水浸透ますの設置等による地下水の人工涵養、地下水の散水に依存しない融雪システム等の研究、開発を進め、効果的な地下水の保全対策を推進します。消雪のための地下水揚水による地盤沈下等地下水障害の現状を把握するとともに、地下水採取に係る実態把握に努めます。また、米沢地区地下水利用対策協議会と連携して適正な利用に向けた啓発活動を推進します。

■主な事業：上水道施設改良事業、 館山浄水場配水区受水施設整備事業、公共下水道管渠整備事業、米沢浄水管理センター外改築事業、下水道普及促進事業

— ■■ 市民・地域・事業者等に期待する役割 ■■ —

- ・(市民・事業者) 各家庭や事業所での適切な水の利用を心がけましょう。
- ・(市民・事業者) 供用区域内では公共下水道及びまたは農業集落排水事業処理施設に加入接続しましょう。
- ・(市民・事業者) 公共下水道事業計画区域外及び農業集落排水事業区域外、公共下水道事業計画区域であっても下水道の整備が当分の間見込まれない地域では、合併処理浄化槽に切り替えましょう。
- ・(市民・事業者) 消雪用地下水のこまめな出し止めを行い、適正利用に努めましょう。

— ■■ 目指す目標値（活動指標・成果指標） ■■ —

No	成果指標名	現状値の年度	現状値	前期目標値 (R2)	後期目標値 (R7)	担当課
1	主な河川の水質汚濁に係る環境基準達成率(BOD)	H26 H30	100.0% 100.0%	100.0%	100.0%	環境生活課

2	下水道水洗化率	H26 <u>H30</u>	85.2% <u>88.2%</u>	88.3%	<u>88.4%</u>	<u>業務課</u> 下水道課
---	---------	-------------------	----------------------------------	------------------	--------------	--------------------

施策4-5 様々な情報とつながる環境づくりの推進

■ ■ 現状と課題 ■ ■

- 高速情報通信網（*ブロードバンド）が普及し、電子商取引をはじめとする経済活動や、地理的制約を超えた新たなコミュニケーションの形成等、インターネット等の情報通信ネットワークを利用したサービスが市民生活の様々な分野に広く浸透してきています。今後は、多様化したサービスの普及により更なる情報量の増大が予想され、光回線をはじめとする超高速情報通信網の整備が求められています。
- 情報通信技術は労働環境等において、これらの効果から「第6章 持続可能なまちづくり」へ移行致します。
- 一方、情報入手の量や質等の格差（*デジタル・デバイド）や大量の情報が流失、流出するなどの危険性も指摘されていることから、情報教育の一層の充実が求められています。
- 今後は、情報通信ネットワークの安全性を確保しながら、行政情報提供の充実に努めるとともに、本市における地域間の情報格差の解消を図る必要があります。

■ ■ 施策の目指す姿 ■ ■

- 市等の情報が分かりやすく提供されており、生活に必要な情報が誰でも簡単に手に入れられるまちを目指します。

行政や地域の情報を活用できる情報通信環境を整備するとともに、情報通信ネットワークを活用できる能力向上のため、教育環境を充実させます。また、*電子申請等を活用した行政サービスの提供を推進します。

施策4-5-6 環境にやさしいまちづくりの推進

■ ■ 現状と課題 ■ ■

- 国は第四次環境基本計画地球温暖化対策計画においておける長期的な目標として、20502030年までに26%80%の温室効果ガスの排出削減（2013年度比）を目指すこととしており、本市においても温室効果ガスのうち、大きな割合を占める二酸化炭素の排出を削減し、*低炭素社会に向けた「COOL CHOICE」*等の取組を市民等と協働して進めていく必要があります。また、環境保全の視点だけでなく、防災分野等の視点からも*再生可能エネルギーの導入や省エネルギー対策への注目が高まっています。
- ~~東日本大震災に伴う電力供給不足に代表されるように安定的なエネルギー供給が当たり前という前提が大きく揺らいだことで、環境保全の視点とともに、防災分野等の視点からも*~~再生可能エネルギーや省エネルギーへの注目が高まっています。
- 本市の雄大な自然環境を守るためには、再生可能エネルギーや省エネルギーの普及拡大を推進するとともに、環境を汚染する公害の防止に努め、環境への負荷を抑えた暮らし方を意識し、ごみの適正な回収を図ること等により、ごみの減量化等による省資源・*循環型社会への転換を推進する必要があります。また、市外からの一般廃棄物の搬入量を抑制するとともに不法投棄の防止対策を推進する必要があります。
- ~~斎場については、周辺住民の生活環境にも配慮しながら、適切な維持管理に努める必要が~~あります。

※「COOL CHOICE」：2030年度の温室効果ガスの排出量を2013年度比で26%削減するという目標達成のために、省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動。例えば、エコカーを買う、エコ住宅を建てる、エコ家電にするという「選択」、高効率な照明に替える、公共交通機関を利用するという「選択」、クールビズをはじめ、低炭素なアクションを実践するというライフスタイルの「選択」等が挙げられる。

■ ■ 施策の目指す姿 ■ ■

- 豊かな自然環境と共生した良好な環境の中で生活が営まれている、市民が住みよいまちを目指します。

恵まれた豊かな環境を守るため、環境保全意識の高揚を図るとともに、エネルギーの有効利用を促進し、公害防止の取組を推進します。また、省資源・循環型社会の構築を目指し、排出されたごみの適正な収集運搬に努めるほか、不法投棄防止の取組を推進します。

* 低炭素社会（→ P.○参照）

* 再生可能エネルギー（→ P.○参照）

* 循環型社会（→ P.○参照）

■ ■ 施策での取組 ■ ■

4-5-1 環境保全意識の高揚

担当課：環境生活課

- 環境についての情報を知る機会やを増やし、市民生活と環境との関連について学習する機会を提供することにより、市民の環境保全意識の高揚を促進します。

4-5-2 低炭素社会の推進

担当課：総合政策課、環境生活課

- 省エネ・低炭素化の取り組みについて啓発するとともに、省エネ型製品の普及拡大を図ります。
- バイオマス等の地域に賦存する再生可能エネルギーの導入を推進するほか、街路灯のLED化や電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車の普及を促進しするなど、省エネルギーを推進します。

4-5-3 公害の防止

担当課：環境生活課

- 騒音、振動、悪臭等によって生じる関し、公害を防止するため、法令に基づいた指導を行う強化するとともに、発生時の早期対応体制の整備を推進するなど、市民の生活環境や健康を守る取組を推進します。

4-5-4 省資源・循環型社会の構築

担当課：環境生活課、社会教育・体育課、学校教育課

- 自然環境に対する負荷の軽減を図るため、3Rの推進等、環境に配慮した資源の循環的な利用を促進します。
- ごみの減量化と再資源化を推進するため、家庭、学校、社会での環境教育を充実させるとともに、地区衛生組合の組織機能の強化を促進します。を一層推進するため、地区衛生組合と連携して環境教育や情報発信を効果的に行っていきます。

4-5-5 ごみの適正収集運搬・不法投棄防止

担当課：環境生活課

- 適正な収集回数について検討するとともに、分別方法等の情報提供を強化します。人口減少や高齢化など、本市を取り巻く状況の変化を考慮しながら、適正な収集運搬を行うとともに、分別方法等の情報をより効果的に提供します。
- ごみの不法投棄について、監視カメラを増設するなどしての防止体制を強化し、適正に収集及び処分されるよう環境を整備します。

4-6-6 斎場の整備

担当課：環境生活課

- ~~施設の計画的な改修と適正な維持管理を推進します。~~

■ 主な事業：ごみ減量化・リサイクル推進事業、河川水質保全事業、再生可能エネルギー普及事業

— ■■ 市民・地域・事業者等に期待する役割 ■■ —

- ・(市民) ごみの減量化と再資源化を図るため、適正なごみの分別を徹底しましょう。
- ・(市民) ~~水や緑の自然に親しみ、草木の恵みに感謝し、その役割を理解しましょう。~~
- ・(事業者) 商品の生産、販売段階でゴミになるものを積極的に減らしましょう。
- ・(市民・事業者) 家庭や事業所で、省エネルギー対策に取り組みましょう。

— ■■ 目指す目標値（活動指標・成果指標） ■■ —

No	成果指標名	現状値の 年度	現状値	前期目標値 (R2)	後期目標値 (R7)	担当課
1	ごみの総排出量	H26 H30	28,034t 27,101t	26,500t	25,000t	環境 生活課
2	公害苦情件数	H26 H30	199件 84件	150件	75件	環境 生活課